

令和5年4月

事業者の皆様

コロナ感染症対策による総合評価一般競争入札の特例措置について

旭川市契約課で実施する総合評価方式一般競争入札において、評価の項目としている「主任（監理）技術者の継続教育（CPD（S）」の評価基準を新型コロナウイルス感染症対策による影響を勘案し、令和3年度から当面の間緩和しており、令和5年度については令和4年度に引き続き緩和することといたしました。

このことに伴い、入札参加申請の際に、ご提出いただいている「様式6（土木一式工事）配置予定技術者調書（総合評価用）」を一部変更しておりますので、申請をされる場合は、新しい「様式6（土木一式工事）※令和5年度からの特例措置用 配置予定技術者調書（総合評価用）」をご使用願います。（土木一式工事の場合）

なお、「評価基準」の取扱いは、通常時と同じです。

【特例措置の内容】

通常時

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
（公社）土木学会	50以上	—	—	—	—
（公社）日本技術士会	50以上	—	150以上	—	—

特例措置（令和5年度から）

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	10以上	20以上	30以上	50以上	70以上
（公社）土木学会	25以上	—	—	—	—
（公社）日本技術士会	25以上	—	75以上	—	—

※ 特例措置における令和5年度の推奨単位数は、令和4年度と同様です。